

第118期 中間決算公告

2023年12月22日

名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社 中京銀行
取締役頭取 小林秀夫

中間貸借対照表(2023年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	101,879	預 金	1,947,381
有 価 証 券	446,768	譲 渡 性 預 金	15,000
貸 出 金	1,570,716	債券貸借取引受入担保金	67,074
外 国 為 替	6,768	借 用 金	16,800
そ の 他 資 産	21,265	外 国 為 替	6
そ の 他 の 資 産	21,265	社 債	5,000
有 形 固 定 資 産	17,660	そ の 他 負 債	17,634
無 形 固 定 資 産	1,327	未 払 法 人 税 等	262
前 払 年 金 費 用	3,932	リ ー ス 債 務	192
繰 延 税 金 資 産	691	資 産 除 去 債 務	294
支 払 承 諾 見 返	1,985	そ の 他 の 負 債	16,885
貸 倒 引 当 金	△10,644	賞 与 引 当 金	555
		役員退職慰労引当金	2
		睡眠預金払戻損失引当金	89
		偶 発 損 失 引 当 金	708
		再評価に係る繰延税金負債	2,128
		支 払 承 諾	1,985
		負 債 の 部 合 計	2,074,369
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	31,879
		資 本 剰 余 金	23,219
		資 本 準 備 金	23,219
		利 益 剰 余 金	22,917
		利 益 準 備 金	4,510
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,406
		固定資産圧縮積立金	327
		別 途 積 立 金	11,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,079
		株 主 資 本 合 計	78,016
		その他有価証券評価差額金	4,323
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,161
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,480
		評価・換算差額等合計	9,966
		純 資 産 の 部 合 計	87,983
資 産 の 部 合 計	2,162,352	負債及び純資産の部合計	2,162,352

中間損益計算書(2023年 4 月 1 日から
2023年 9 月 30 日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		13, 229
資 金 運 用 収 益	9, 383	
(う ち 貸 出 金 利 息)	(6, 390)	
(うち有価証券利息配当金)	(2, 863)	
役 務 取 引 等 収 益	2, 713	
そ の 他 業 務 収 益	246	
そ の 他 経 常 収 益	885	
経 常 費 用		11, 961
資 金 調 達 費 用	927	
(う ち 預 金 利 息)	(169)	
役 務 取 引 等 費 用	1, 068	
そ の 他 業 務 費 用	1, 236	
営 業 経 費	7, 546	
そ の 他 経 常 費 用	1, 182	
経 常 利 益		1, 267
特 別 利 益		60
特 別 損 失		9
税 引 前 中 間 純 利 益		1, 318
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	269	
法 人 税 等 調 整 額	26	
法 人 税 等 合 計		296
中 間 純 利 益		1, 022

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7 年 ～ 50 年
その他	3 年 ～ 20 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

- ① 破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に関して、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上することとしております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③ 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- ④ 上記③以外の要管理先に対する債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に対する債権は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は3年間または1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

当行では、正常先およびその他の要注意先に対する債権に関する一般貸倒引当金は、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損

失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、マクロ経済指標の予想を反映する方法を採用しております。

具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

- ⑤ すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ、資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,006百万円
2. 銀行法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,327 百万円
危険債権額	19,094 百万円
三月以上延滞債権額	16 百万円
貸出条件緩和債権額	4,906 百万円
合計額	31,345 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,402百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	76,595百万円
貸出金	8,586百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,436百万円
債券貸借取引受入担保金	67,074百万円
借入金	16,800百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金15,114百万円、有価証券117,025百万円および貸出金102,254百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金263百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は322,611百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが232,220百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 15,683百万円
9. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,889百万円であります。
11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、7.14％であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益7百万円および株式等売却益708百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額281百万円、株式等売却損28百万円および株式等償却98百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	991	980	△10
	小計	991	980	△10
合計		991	980	△10

2. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式（2023年9月30日現在）

該当ありません。

なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,006

3. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,607	10,698	13,909
	債券	35,502	35,383	118
	国債	4,930	4,916	13
	地方債	8,633	8,584	49
	社債	21,938	21,882	56
	外国債券	5,951	5,927	23
	その他	4,653	3,992	660
	小計	70,715	56,002	14,712
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,015	2,219	△ 203
	債券	283,956	288,526	△ 4,570
	国債	105,892	107,545	△ 1,653
	地方債	108,516	110,513	△ 1,997
	社債	69,548	70,467	△ 919
	外国債券	40,116	42,109	△ 1,992
	その他	44,469	46,859	△ 2,390
	小計	370,556	379,714	△ 9,157
合計		441,271	435,716	5,555

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（※1）	2,991
組合出資金（※2）	508

（※1）当中間期において、非上場株式について98百万円減損処理を行っております。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等および組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ50%以上下落したものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。また30%以上下落し、かつ信用リスクの変化などに起因して時価が著しく下落したものについては、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理しております。

当中間期における減損処理額はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,819	百万円
有価証券減損額	936	
減価償却費の償却限度超過額	816	
減損損失	610	
賞与引当金	170	
その他	1,361	
繰延税金資産小計	6,712	
評価性引当額小計	△3,658	
繰延税金資産合計	3,054	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,231	
固定資産圧縮積立額	△144	
退職給付引当金	△438	
繰延ヘッジ損益	△512	
その他	△35	
繰延税金負債合計	△2,363	
繰延税金資産の純額	691	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 6,645円39銭

1株当たりの中間純利益金額 77円22銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第118期 中間決算公告

2023年12月22日

名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社 中京銀行
取締役頭取 小林秀夫

中間連結貸借対照表(2023年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	101,916	預 金	1,942,210
有 価 証 券	445,976	譲 渡 性 預 金	15,000
貸 出 金	1,571,003	債券貸借取引受入担保金	67,074
外 国 為 替	6,768	借 用 金	16,800
そ の 他 資 産	25,015	外 国 為 替	6
有 形 固 定 資 産	17,527	社 債	5,000
無 形 固 定 資 産	1,378	そ の 他 負 債	23,843
退職給付に係る資産	4,219	賞 与 引 当 金	567
繰 延 税 金 資 産	991	退職給付に係る負債	12
支払 承 諾 見 返	1,987	役員退職慰労引当金	8
貸 倒 引 当 金	△11,209	睡眠預金払戻損失引当金	89
		偶 発 損 失 引 当 金	708
		再評価に係る繰延税金負債	2,128
		支 払 承 諾	1,987
		負 債 の 部 合 計	2,075,439
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	31,879
		資 本 剰 余 金	24,029
		利 益 剰 余 金	24,059
		株 主 資 本 合 計	79,969
		その他有価証券評価差額金	4,325
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,161
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,480
		退職給付に係る調整累計額	199
		その他の包括利益累計額合計	10,167
		純 資 産 の 部 合 計	90,136
資 産 の 部 合 計	2,165,575	負債及び純資産の部合計	2,165,575

中間連結損益計算書 (2023年4月1日から
2023年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,580
資 金 運 用 収 益	9,391
(うち貸出金利息)	(6,401)
(うち有価証券利息配当金)	(2,860)
役 務 取 引 等 収 益	3,053
そ の 他 業 務 収 益	251
そ の 他 経 常 収 益	884
経 常 費 用	12,209
資 金 調 達 費 用	927
(うち預金利息)	(169)
役 務 取 引 等 費 用	999
そ の 他 業 務 費 用	1,236
営 業 経 費	7,828
そ の 他 経 常 費 用	1,217
経 常 利 益	1,370
特 別 利 益	60
特 別 損 失	9
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,421
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	297
法 人 税 等 調 整 額	30
法 人 税 等 合 計	327
中 間 純 利 益	1,093
親会社株主に帰属する中間純利益	1,093

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社および子法人等 2社
株式会社中京カード
中京ファイナンス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結される子会社および子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社および子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年 ～ 50年
その他 3年 ～ 20年
連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
- (2)無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。
- (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
4. 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
(1)破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
(2)現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に関して、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上することとしております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額および

保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(3) 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権および三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

(4) 上記(3)以外の要管理先に対する債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に対する債権は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は3年間または1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

当行では、正常先およびその他の要注意先に対する債権に関する一般貸倒引当金は、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、マクロ経済指標の予想を反映する方法を採用しております。

具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めています。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

(5) すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ、資産監査部署が査定結果を監査しております。連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員および連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員および連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社および子法人等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 銀行法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,835 百万円
危険債権額	19,285 百万円
三月以上延滞債権額	16 百万円
貸出条件緩和債権額	4,980 百万円
合計額	32,117 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,402百万円であります。

3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	76,595百万円
貸出金	8,586百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,436百万円
債券貸借取引受入担保金	67,074百万円
借入金	16,800百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、現金15,114百万円、有価証券117,025百万円および貸出金102,254百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金263百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は330,685百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが232,220百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,840百万円

8. 社債5,000百万円は、劣後特約付社債であります。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は17,889百万円であります。

10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、7.31%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益7百万円および株式等売却益708百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額315百万円、株式等売却損28百万円、株式等償却98百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 1,485百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券			
満期保有目的の債券	991	980	△10
その他有価証券	441,275	441,275	—
(2)貸出金	1,571,003		
貸倒引当金（※1）	△10,696		
	1,560,307	1,559,543	△764
資産計	2,002,574	2,001,799	△775
(1)預金	1,942,210	1,942,300	89
(2)譲渡性預金	15,000	15,000	0
(3)借入金	16,800	16,800	—
(4)社債	5,000	5,000	0
負債計	1,979,010	1,979,101	91
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(530)	(530)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	1,674	1,674	—
デリバティブ取引計	1,144	1,144	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等および組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	3,201
組合出資金（※2）	508

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について98百万円減損処理を行っております。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象と

なる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	110,822	117,150	—	227,972
社債	—	73,610	17,875	91,486
株式	26,626	—	—	26,626
その他	45,418	49,771	—	95,190
資産計	182,866	240,533	17,875	441,275
デリバティブ取引 (※1)				
金利関連	—	604	—	604
通貨関連	—	539	—	539
デリバティブ取引計	—	1,144	—	1,144

(※1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	980	—	—	980
貸出金	—	—	1,559,543	1,559,543
資産計	980	—	1,559,543	1,560,523
預金	—	1,942,300	—	1,942,300
譲渡性預金	—	15,000	—	15,000
借入金	—	16,800	—	16,800
社債	—	—	5,000	5,000
負債計	—	1,974,100	5,000	1,979,101

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方

債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、スワップ金利、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金および譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金および譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分して、将来の元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債は、市場価格または将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	倒産確率	0.0%~5.6%	0.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益またはその他の包括利益		購入、売却、発行 および決済の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額のうち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 および金融 負債の 評価損益 (※1)
		損 益 に 計 上 (※1)	その他の包括利益に計 上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	17,930	—	△34	△20	—	—	17,875	—

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは総合企画部において時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿って各部が時価を算定しております。算定された時価は、リスク統括部にて、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しております。検証結果は毎期内部監査部に報告され、時価の算定の方針および手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債、貸出金、譲渡性預金および借入金の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。当該インプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2023年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	991	980	△10
	小計	991	980	△10
合計		991	980	△10

2. その他有価証券 (2023年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	24,611	10,699	13,911
	債券	35,502	35,383	118
	国債	4,930	4,916	13
	地方債	8,633	8,584	49
	社債	21,938	21,882	56
	外国債券	5,951	5,927	23
	その他	4,653	3,992	660
	小計	70,718	56,003	14,714
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	2,015	2,219	△203
	債券	283,956	288,526	△4,570
	国債	105,892	107,545	△1,653
	地方債	108,516	110,513	△1,997
	社債	69,548	70,467	△919
	外国債券	40,116	42,109	△1,992
	その他	44,469	46,859	△2,390
	小計	370,556	379,714	△9,157
合計		441,275	435,717	5,557

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等および組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ50%以上下落したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。また30%以上下落し、かつ信用リスクの変化などに起因して時価が著しく下落したものについては、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当中間連結会計期間
役務取引等収益	3,053
預金・貸出業務	1,596
為替業務	518
証券関連業務	482
代理業務	398
その他	56
その他業務収益	—
その他経常収益	—
顧客との契約から生じる経常収益	3,053
上記以外の経常収益	10,527
外部顧客に対する経常収益	13,580

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 6,808円4銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 82円62銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。